

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3358号)

令和8年6月25日

横 情 審 答 申 第 3 3 5 8 号

令 和 8 年 6 月 2 5 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年3月21日建違対第848号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 写真 (2) 調査に係る文書」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての
諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「令和6年7月12日、横浜市旭区特定地に訪問した際の、(1) 写真(2) 調査に係る文書」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和7年1月17日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第1項に規定する保有個人情報を保有していないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 令和6年7月12日、建築局違反对策課の職員が横浜市旭区特定地の訪問（以下「本件訪問」という。）を行った際に現地で撮影した写真については、所管課となる旭土木事務所への情報共有時に提示し、場所の確認ができたため、保存する必要がなく廃棄しており、保有していない。
- (2) 本件訪問を行った際の調査に係る文書については、本件訪問を行った際に旭土木事務所への情報共有のためにメモを取り、口頭で情報共有を行ったが、建築局違反对策課の所管業務ではないため当該メモは廃棄しており、保有していない。
- (3) 当該メモ以外に調査に係る文書は作成も取得もしておらず、保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 建築局建築審査課から、平成21年4月1日付で建築局違反对策課は、本件本書に係る事務の移管を受け、証拠に基づいた勧告書の発動等の掌理事務の解決をせ

ずに、捨ててはいけない重要な情報の保存された写真及び文書の廃棄を、1年未満の短期間で行ったのは妥当ではない。

- (3) 建築局違反对策課2人が撮影された写真等を取得し保有している文書を「・・・文書は廃棄済みであり、保有していないため。」と虚言を理由に不開示されたが、行政手続法（平成5年法律第88号）第8条の趣旨に照らし適切さを欠いている。

5 審査会の判断

- (1) 建築基準法等に違反する工作物等の違反是正に係る事務について

建築局違反对策課では、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等の法令に違反する建築物等について、違反建築物の所有者、占有者、工事施工者等に対して違反の是正指導や措置命令を行っている。

- (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、本件訪問の際に現地で撮影した写真及び調査に係る文書と解される。

- (3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件訪問では、要望された案件内容が旭土木事務所の所管する事務であったため、旭土木事務所に情報を共有するために要望内容のメモを取り、場所の確認のために写真撮影を行った。

(イ) その後、旭土木事務所へ本件訪問の際に撮影した写真を提示し、口頭で情報共有を行ったが、建築局違反对策課の所管業務ではなく、保存期間1年未満の事務連絡文書であるため、情報共有後にメモ及び写真を廃棄している。

(ウ) 当該メモ以外に、本件訪問を行った際の調査に係る文書は作成及び取得をしておらず、保有していない。

イ 上記アの実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、他に本件保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められない。

- (4) 理由付記について

審査請求人は、行政手続法第8条の趣旨に照らし適切さを欠いていると主張していることから、理由付記の不備を主張するものと考えられる。本件では、保有個人情報不開示決定通知書において、不開示とする根拠規定を適用する理由について「(1) 当該開示請求に係る行政文書は廃棄済みであり、保有していないため。」

(2)請求内容の調査に係る書類については作成しておらず、保有していないため。」と記載されており、理由付記に不備があったとは認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 7 年 3 月 2 1 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 4 月 2 1 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 8 年 4 月 2 3 日 (第408回第一部会)	・審議
令 和 8 年 5 月 2 2 日 (第409回第一部会)	・審議